

令和5年度第1回目黒区地域包括ケアに係る推進委員会会議録

名 称	令和5年度第1回目黒区地域包括ケアに係る推進委員会
日 時	令和5年6月5日（月） 午後6時30分～7時40分
場 所	目黒区総合庁舎1階 E会議室
出席者	（委員）小林会長、中島副会長、武田委員、村上委員、細谷委員、立柳委員、佐藤委員、池田委員、山崎委員、田邊委員、高井委員、城市委員、水野委員、小林委員、石黒委員 （区側）橋本健康福祉部長、田邊健康福祉計画課長、香川健康推進課長、保坂福祉総合課長、相藤介護保険課長、高橋高齢福祉課長、田中障害施策推進課長、岩谷障害者支援課長
傍聴者	3名
配付資料	<事前配付資料> ・資料1 地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について ・資料2 地域密着型通所介護事業所に係る新規指定時の協議について ・資料3 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和5年2月～令和5年4月） <当日配付資料> ・地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について ・「目黒区地域包括ケアに係る推進委員会構成員」名簿 ・座席表
会議次第	1 開 会 2 議 事 （1）地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について（協議事項） （2）地域密着型通所介護事業所に係る新規指定時の協議について（協議事項） （3）指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和5年2月～令和5年4月）（報告事項） （4）その他 3 閉 会
会議結果	1 議事に関する結果 （1） 地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について（協議事項） 委員会で決めた公開の取扱い、「意思決定の過程の情報で、公開により公正又は適正な意思決定を著しく妨げるおそれのあるもの」に該当するものとして、「非公開」とした。 資料1「地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について」の内容を確認し、委員会として承認するものとした。 （2） 地域密着型通所介護事業所に係る新規指定時の協議について（協議事項） 資料2「地域密着型通所介護事業所に係る新規指定時の協議について」の内容を

	確認し、委員会として承認するものとした。 (3) 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和5年2月～令和5年4月） （報告事項） 資料3「指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和5年2月～令和5年4月）」の内容を確認し、報告を受けたものとした。
議事に関する資料説明の概要及び主な発言要旨 2 地域密着型通所介護事業所に係る新規指定時の協議について（協議事項） (1) 議事に関する資料説明の概要 （介護保険課） 資料2に基づき説明 (2) 主な発言要旨 ○会長 指定時の手続きの柔軟化が必要な背景を確認したい。今回の区側の提案「地域密着型通所介護事業所の指定時の本委員会への協議を事前から指定後に変更する」という対応が必要なのは、他自治体への指定申請に比べ目黒区への申請件数が抑えられてしまう状況があるのか。また、本委員会は年間4回開催されているが、この開催ペースも変更することになるのか。 ○区側 地域密着型サービス事業所の指定に際して、あらかじめ本委員会へ協議をすることは法令上「努力義務」となっており、未実施の自治体もある。23区の中でも複数区が実施していないと認識している。事業者が23区の中で事業所を展開する場合、現状のように指定の前に本委員会への協議が必要となると、協議が必要でない区と比較した際に、事業所の候補地選定の判断に影響を与える可能性が考えられる。 本委員会の開催ペースについては、コロナ禍での開催となった年度は別だが、例年9月と3月にそれぞれ地域包括支援センターの事業評価や次年度の事業計画を審議していただくので、指定申請があれば合わせてご審議いただく。それ以外は事業所の指定申請のみとなることもあるので、実際の開催時期については変更の余地もある。 議題1の協議も踏まえ、小規模な事業者が多い地域密着型通所介護事業所の運営事業者への支援という観点からご審議いただきたい。 ○会長 介護サービス事業者やケアマネジャーの視点からの意見を伺う。 ○委員 事業者側としては、新規指定の際に事業所や送迎用の駐車場の確保が課題となる。サービス提供のために2～3台の車が必要で、事業所の物件を探すだけでも相当時間がかかる。小規模な事業所だと収入自体が抑えられるので、家賃や人件費等の経費も抑えた形で運営する必要がある。 小規模事業所の利用者の傾向としては要介護1・2程度の比較的元気な方が多く、短時間で入浴やリハビリをしたいというニーズがあり、半日程度の単位で2回転させているところが多い。 今後も小規模の通所介護事業所は増えていくと思うが、運営事業者にはチェーン店で店舗を増やすところが多い。目黒区内で新規に事業所を開設する事業者も、利益をあげ	

るために店舗を増やす傾向が見える。通所介護サービスは利用定員の8割以上受け入れないと採算が見込めないで、この3年間コロナ禍で実際の利用者が定員の7～5割となり、採算が取れずに廃止となった事業所もたくさんある。

これから小規模の通所介護事業所が増え競争も激化していくことが想定され、入浴サービスなどで特徴を持った事業所が増えてくると思う。そういった点も考慮し、指定時の本委員会への協議時期については、事業所の指定時期に柔軟性がもてる方法のほうが、事業者の参入は増えるのではないかと考える。

○委員 目黒区は賃料が高い。それに加えて、指定の際のルールが厳しいと、事業者が目黒区での事業所開設を避ける可能性はある。事業者を選ばれる地域にならないと介護サービスの発展に支障をきたすので、柔軟な対応にさせていただくのが良い方向につながると考える。

○会長 本委員会への協議自体をやめるとどうなるか。

○区側 本委員会のご意見は大変示唆に富むものであり、指定の前後という点で違いは出るが、事業所の指定後直近の本委員会でご審議いただき、その内容を事業者にフィードバックすることで、事業者がより一層サービスの質の向上に繋がれると考える。

○委員 事業所の新規指定申請に対し、委員として議題を審議する際の基準や視点が分かるような資料を希望する。

○区側 介護保険課から提供する資料は事業所の所在地や事業所の広さ、利用定員や配置人員等の事実の網羅という形になりがちである。それを補完する意味で運営規程等を資料に加えているが、資料のページ数も多くなるため、それらを要約して説明するのが介護保険課長の役割だと考える。

本委員会への協議に先立ち、介護事業者指定係において申請内容が基準に即したものであるか確認したうえで委員の皆様へ審議をお願いしているので、それを踏まえてご審議いただきたい。資料の作り方については今後の課題と認識している。

○会長 申請内容を整理した事前資料だけでなく、当日配付資料も会議開催前に確認したい。

○区側 資料の作成にあたっては、直近まで介護事業者指定係と事業者の間で資料の確認と再提出が何度も行われている。短期間での資料の再作成が事業者にも負担になるとも聞いている。本委員会への協議が指定後であれば、すべて揃った資料を委員の皆様へ事前に送って内容を吟味していただくことが可能となる。

○委員 「指定時」の協議は、指定前の協議でなくても法律上問題は無いのか。

○区側 あくまで法律的な解釈になるが、事業所の指定に際してあらかじめ協議を行うことが努力義務となっており、協議のタイミングについては最終的に区と本委員会との間で決定していくものと理解している。

○委員 前か後かは法律上とても重要である。これは法律上の義務であるから、努力義務だとしても守らなければならないというのが我々法律家からすれば当然である。努力義務だから、他の自治体はやっていないからやらなくて良いという発想はすべきでない。ただ、法律上の制裁を受けるような義務違反とするには問題や不都合があるということが

わかっていたから立法過程において努力義務に一步下がってきたのだろうとは理解できる。それを前提に、柔軟な対応をしていくことは大切なことだと思う。区側もそういう理解の下、事業者への説明は、「努力義務だから取り扱いを変更した」という表現をしないよう注意していただきたい。

指定についても、指定が先に行われ、後日、本委員会の審議で事業所の運営等に対する意見が出た場合、その意見が事後的に事業者に伝えられるのであれば、指定前の段階で必ず事業者に対して、後日本委員会からでてきた意見は事業所の運営に反映してもらう必要がある。その点を伝えることを区側も想定していると思うので、よろしくお願いしたい。

○区側 委員ご指摘の点は同様に区も認識している。努力義務とはいえ、委員の皆様は事前にご審議いただくほうが重要な面もあると思い区としても事前協議を続けてきた。しかし3年にわたるコロナ禍の影響が事業所の経営に影響を及ぼしている今が、この件について審議いただくタイミングと考え議題とした。

また、努力義務について記載したのは、努力義務を言い訳にする意図ではなく、本委員会での協議がどのような形で努力義務として規定されているかを説明するもので、他の自治体の状況説明もそれを言い訳にする意図では決してない。事業者の置かれている立場や目黒区はそもそも事業者に選ばれるのか、区内の事業所が少ないとサービスを受ける方の選択肢が少なくなるなどの点を総合的に勘案した上で議題としていることをご理解いただきたい。

○委員 本委員会の果たすべき役割は、個別の事業者の指導や指定を議論するより、区全体の福祉・介護のあり方を議論していくことの方が本来のあり方ではないか。一区民として、渡された資料から事業所の指定に関して意見を求められても議論は難しい。基準を満たした指定申請は認めた上で、事業所の運営に問題が生じたらそれをどのように修正していくか、そういうプロセスを区がやっていけば、ここで認めたから良いとか駄目という話ではないと感じる。

○会長 私も同意見である。広い立場、より一般的な立場から議論することが本委員会の重要な役割だと思う。個別の指定案件については介護保険課で適切に事務処理を進めてもらえば良く、個別の指定案件と本委員会に協議する内容を結びつける工夫をしていただきたい。指定時の協議時期に関する議題は本委員会で協議すべき内容だと思うが、個別の指定案件そのものの内容について議論することは難しいので、工夫をお願いしたい。

○委員 資料2の別紙資料には、申請書類作成と同時に物件の契約や内装工事等を実施という記載があるが、許可事業であれば、申請書の作成開始と同時に内装工事や不動産の契約をして許可されなかった場合、全てが無駄になる。認可事業であれば、私が知り得る範囲では、書類が揃っていれば認可されるので、介護事業者の指定が許可事業か認可事業かを確認したい。

この資料によると指定申請書類の作成から指定を受けるまで最低でも3か月以上の時間が必要となり、事業者は3か月分の賃料を用意しなければならない。これをコンパクトにすることが事業者の望んでいることだと思うので、その方向で改善していただきたい。

い。

○区側 介護保険法上の「指定」が「許可」にあたるのか「認可」にあたるのかについては、別途確認して委員に情報提供させていただく。

現行の指定申請の手続きで賃料発生から指定を受けるまでに3か月以上かかる場合があることについては、委員ご指摘の通りである。介護保険課でも申請書類の審査作業にすぐ着手するが、提出書類に不備や不足があることが多く、是正書類の再提出までに時間を要する。その後直近の本委員会で協議後の指定となると、さらに1か月程度かかることがあり、結果として事業者の金銭的負担が増えることもある。この現状を変えていくという視点から、ぜひご議論いただきたい。

○会長 事業者はある程度資本力を持っていたほうが良いが、経費を削減するのは大切である。

2、地域密着型通所介護事業所に係る新規指定時の協議について、案のとおり、承認する。

3 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況 (令和5年2月～令和5年4月)

(1) 議事に関する資料説明の概要

(介護保険課長) 資料3に基づき説明

(2) 主な発言要旨

○会長 通所介護サービスがコロナ禍や介護人材不足の影響を最も受けている分野か。

○区側 昨年10月に実施した第9期介護保険事業計画の作成にあたっての区民アンケートでは、新型コロナウイルス感染症の流行時には通所介護の利用を控えたという回答があった。訪問介護は、利用者とヘルパーのマンツーマンだが、通所介護は多数の方と一緒に空間で過ごすので、通所介護の事業者への一定のダメージがあったものと認識している。

○会長 短期入所生活介護の状況はについて確認する。

○区側 家族の緊急の用事での利用など色々な要素があるので、はっきりとした方向性は出ていないと認識している。

○会長 この3年間3密を避けることが求められ、通所介護については大きな影響があったと思うが、影響は小さくなってきているのか。

○区側 新型コロナウイルスの感染症法上の取扱いが2類相当から5類に変更されたこともあり、区民も介護事業者や区職員も注意しながら、少しずつコロナ禍前の日常生活に戻ろうとしているという印象を受けている。

○会長 ケアマネジャーや事業者の実感について伺いたい。

○委員 通所介護の利用が生活に必須の方や、認知症が中程度から重度の方については家族の介護負担も考えると行かざるを得ないケースもある。その場合は通所介護事業所の創意工夫に頼るよりほかなかった。短期入所生活介護では何度もクラスターが出て利用できない状況があった。

ケアマネジャーはこの3年間生死の現場に立ち会い、大変厳しかったがそれによって得られたものもある。通所介護事業所においては感染予防のために利用者にマスク着用をお願いする場合がほとんどである。いずれ緩和されていくのか、それとも通常化していくのか分からないが、ケアマネジャーはマスクを着けて業務にあたるスタイルが続くと思う。

○委員 新型コロナウイルスの感染症法上の取扱いが2類相当から5類に変更された後は、通所介護の利用者はほとんど戻ってきた。訪問介護は、新型コロナウイルスの感染者数が多かった時期はキャンセルが多く、感染した利用者からヘルパーも感染してしまうことがあった。今は5月8日を越えて大分落ち着いてきて、コロナ禍前の状況に戻った感じはある。

○会長 医療・介護分野の事業者は本当に大変だったと思う。こうした状況の変化もあって指定時の事務手続きの柔軟化が必要だという議論が区側から出てきているのだろう。

○委員 廃止した事業所の廃止理由の一つに「経営困難」とある。社会的な環境は5月8日より前から平常化しつつあったと思うが、単純にコロナ禍による経営困難という理解で良いか。

○区側 廃止した事業者からの話だが、コロナ禍を契機として利用者の減少は顕著に始まり、それ以降、利用者の数がなかなか戻らないと聞いている。利用者の減少に伴い離職する介護従業者も発生し、その後利用者数が回復して従業者数を戻そうとしても人材が戻らず人員基準を満たせないで、利用者の受け入れを増やすことができない。結果として、事業所の経営を続けることが難しい状況になる。委員ご指摘の通り、社会的な状況は平時に近づき利用希望者数は回復している状況があると思うが、事業者側はそれに追いつく体制がとれないために廃止を選んでいる場合があると思われる。

○委員 廃止の理由がコロナ禍による利用者数の減少か、人員確保が難しいことによる経営困難か、そこを明確にしておくべきだと思う。区内事業者が人材を確保できずに経営困難になっているとすると、良い傾向ではない。これは他の事業者にも影響していくことなので、その辺りは少し丁寧に議論するべきである。

○委員 廃止した2事業所について知る限り、一方は接骨院と地域密着型通所介護事業所の両方の運営をしていたが、コロナ禍で減少した利用者が戻ってこないため、母体の接骨院の経営を優先するために廃止を選択したのではないかと思う。

もう一方は、若年性認知症の診断を受けた人のみを受け入れ、利用者には65歳を超えると事業所の利用を終了という運営方法だったので、コロナ禍が影響した面もあると思うが、認知症を抱えて大変な人のケアにそうした運営方針が本当に沿ったものとなっていたのかという点も、事業所の経営に影響したのではないか。

本委員会の委員にケアマネジャーがいる意味はこうした意見を出す点にある。

○区側 介護人材の確保は全国的な課題であり、目黒区が選ばれるためにはどうすべきか、5年後10年後を見据えての課題だと思っており、目黒区一丸となって考えていきたい。

○委員 若年性認知症は進行が非常に早く、長く穏やかに過ごすよりも一気に色々な手段を講じなくてはならず、緊急的に入院が必要になる場合もある。若年性認知症の方へのケア

は人間の尊厳に関わる大事なものなので、受け皿を地域でどのように作っていくのかは大きな課題だと痛感している。

○委員 年齢で線を引いてしまうことが事業所の経営に影響を与えていたとしたら、経営が深刻になって廃止となる前に、行政側もう少し柔軟に対応するようアドバイスやサポートができたかもしれない。若年性認知症への支援はとても大事だと思う。

○区側 この委員会での議論を介護行政の運営に生かしていきたい。

○会長 3 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和5年2月～令和5年4月）については、報告を受けたものとする。

4 その他

（1）主な発言要旨

○委員 重層的支援体制整備事業について、目黒区の考え方について伺う。

○区側 重層的支援体制整備事業が法律上規定されことを受け、令和3年度以降目黒区でも、移行準備として様々な事業を展開してきた。事業の実施は確約できるものではないが、令和6年度の実施に向けて庁内で検討を進めている。

○会長 難しい課題を越えることで、行政サービスのレベルや専門性も上がると言われている。ぜひ積極的に検討していただきたい。

○区側 次回は、9月上旬頃を予定している。詳細については、改めて連絡する。

以 上